

議案第115号

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を防止する」を「並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図る」に改める。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

本市は、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るため、引取りを行った犬又は猫について、理由なき殺処分（人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止、感染性の疾病の発生及びまん延の防止その他のやむを得ない理由により行われるもの以外の殺処分をいう。）がなくなるよう努める等動物の命を尊重するための施策を策定し、これを実施する責務を有する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 本市は、前2項の施策の策定及び実施に当たっては、関係行政機関、関係団体、市民等との連携及び協力に努めなければならない。

第5条に次の1項を加える。

- 3 飼養者は、自己の所有し、又は占有する動物を飼養し、又は保管することができなくなったときは、当該動物の飼養又は保管が継続されるようにするため、自らの責任において当該動物の譲渡その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6条第1項中「第26条第1項」を「第25条の2」に、「同項」を「法第26条第1項」に改める。

第16条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として、動物の命を尊重するための施策を策定し、実施することを本市の責務とするとともに、動物の飼養等ができなくなったときの当該動物の飼養者が講ずべき措置を飼養者の努力義務として定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例 (抄)

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理について、本市、市民及び飼養者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な事項について定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害**並びに生活環境の保全上の支障**を防止する ことを目的とする。
し、もって人と動物の共生する社会の実現を図る

(本市の責務)

第2条 本市は、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るため、引取りを行った犬又は猫について、理由なき殺処分(人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止、感染性の疾病の発生及びまん延の防止その他のやむを得ない理由により行われるもの以外の殺処分をいう。)がなくなるよう努める等動物の命を尊重するための施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 省 略

3 本市は、前2項の施策の策定及び実施に当たっては、関係行政機関、関係団体、市民等との連携及び協力に努めなければならない。

(飼養等の基本事項)

第5条 省 略

2 省 略

3 飼養者は、自己の所有し、又は占有する動物を飼養し、又は保管することができなくなったときは、当該動物の飼養又は保管が継続されるようにするため、自らの責任において当該動物の譲渡その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定動物飼養者等の遵守事項)

第6条 法第26条第1項に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)を飼養し、
第25条の2

又は保管する者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同項 に規定する
法第26条第1項

特定飼養施設(以下「特定飼養施設」という。)を常に点検するとともに、捕獲用器材
を常に使用できるよう整備しておかなければならない。

2-4 省 略

(動物愛護管理員の設置)

第16条 法第34条 第1項に規定する職員として、本市に動物愛護管理員を置く。
第37条の3